食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議の開催について

令和元年６月７日
関係省庁申合せ
令和元年８月 29 日
一　部　改　正
令和２年 10 月８日
一　部　改　正
令和４年 10 月 18 日
一　部　改　正
令和５年７月７日
一　部　改　正
令和６年 11 月 11 日
一　部　改　正

１　「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）に基づき定められた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（令和２年３月 31 日閣議決定）においては、「関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要」とされている。

このため、政府として、食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るとともに、食品ロス削減推進会議幹事会（令和５年７月７日食品ロス削減推進会議会長決定）における法的措置も視野に入れた検討を具体的かつ計画的に進めるため、食品ロス削減の推進に関する関係省庁会議（以下「関係省庁会議」という。）を開催する。

２　関係省庁会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、議論すべき内容によって、構成員以外からの参加を要請又は一部の構成員の参加を免除するほか、関係者の参加を求めることができる。

３　関係省庁会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、消費者庁において処理する。

４　前各項に定めるもののほか、関係省庁会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附　則

「「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」の設置について」（平成 24 年 7 月 25 日関係省庁等申合せ）は、廃止する。

（別紙）

議　　長	消費者庁審議官（食品担当）
	こども家庭庁支援局家庭福祉課ひとり親家庭等支援室長
	法務省民事局参事官
	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
	厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長兼地域共生社会推進室長
	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室長
	農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課参事官
	経済産業省イノベーション・環境局ＧＸグループ資源循環経済課長
	経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ消費・流通政策課長
	環境省環境再生・資源循環局総務課長
議長代理	消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室長